

歯科医療における医療安全対策に関するお知らせ

当院は、歯科診療における医療安全対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

当院では歯科診療に係る医療安全対策について、下記のとおり取り組んでいます。

- ・安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつきするために、十分な装置・器具等（AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置等）の配備
- ・診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、連携体制の確保
- ・歯科診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制の整備

2025.1.1 日本海総合病院

施設基準義務化揭示